東京ミッドタウンカード《セゾン》特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が東京ミッドタウンマネジメント株式会社(以下「東京ミッドタウン」という)と提携して発行し、クレジットカード機能部分は当社、ポイントカード機能部分は東京ミッドタウンが提供するカードを、東京ミッドタウンカード《セゾン》(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

な客様が、当社の定める本特約、セゾンカード規約、並びに、東京ミッド タウンの定める東京ミッドタウンカード会員特約(以下「ポイント会員規 約」という)を承認し、当社及び東京ミッドタウン(以下「両社」という)に本 カードのご利用のお申込をされ、両社が本カードのご利用を承諾した方 (以下「会員」という)に本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾 した日に成立するものとします。

第3条(ポイントカード機能)

ポイントサービス機能部分については、本特約及びポイント会員規約が適用されます。

第4条(お届出事項の変更届け先)

会員には、住所、電話番号、勤務先等のお届け事項に変更が生じた場合、 及び本カードについて紛失、盗難等が生じた場合、セゾンカード規約及 びポイント会員規約に基づき、両社にその旨届け出ていただきます。

第5条(会員資格喪失等)

- セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加いた します。
- (1)⑩会員がポイント会員規約に基づきポイント会員資格を喪失したとき。 (7)会員がセゾンカード会員規約第23条に基づき会員資格を喪失した場合、ポイント会員資格も喪失するものとします。

第6条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え、本特約が適用されます。 両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第7条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。